

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子

被告 地方公務員災害補償基金

(訴状の表示：地方公務員災害補償基金宮城県支部長)

(処分をした行政庁)地方公務員災害補償基金宮城県支部長

答 弁 書

平成18年2月14日

仙台地方裁判所第一民事部合B係 御中

〒[redacted] 東京都 [redacted]

[redacted]

安西・外井法律事務所 I(送達場所)

被告訴訟代理人

弁護士 安 西 愈

電話 [redacted] FAX [redacted]

〒[redacted] 東京都 [redacted]

[redacted]

井上克樹法律事務所

被告訴訟代理人

弁護士 井 上 克 樹

〒[redacted] 東京都 [redacted]

[redacted]

安西・外井法律事務所

被告訴訟代理人

弁護士 近 藤 麻 紀

弁護士 松 原 健 一

第一 請求の趣旨に対する答弁

- 一 原告の請求を棄却する。
 - 二 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第二 請求の原因に対する認否

一 請求の原因 1 について

原告の夫であった大友雅義（以下「雅義」という）が誠実で活動的でスポーツマンであり，明るく外交的な性格であったことは不知である。その余は概ね認めるが，雅義が大学を卒業した時期は昭和 6 0 年ではなく，正しくは昭和 6 1 年 3 月 2 4 日であり，また宮城県の中学校教育員の職に就いたのは同年 4 月である。また，平成 1 0 年度に公務災害があったとの主張は後述のとおり争う。

二 同 2 について

認める。

三 同 3 について

雅義がうつ病を発症し，平成 1 0 年 8 月 2 4 日に滞在中の宮城第一ホテルの自室にて自殺したこと，訴状記載の死亡の状況・推定時刻等について死体検案書（甲 1 号証・3 6 頁）に同様の記載があることは認める。その余は否認し，争う。

四 同 4 について

認める。

五 同 5 について

1 本件処分（地方公務員災害補償基金宮城県支部長による公務外認定処分）の通知書に記載された処分理由は、概ね原告が指摘するとおりである。

雅義が従事した宮城県中学校体育連盟バドミントン専門部の役員としての業務及び第28回全国中学校バドミントン大会実行委員会の役員としての業務が公務であること、並びに雅義の自殺に公務起因性があることは否認し争うが、以下、原告の主張につき個別に認否する。

2 同（1）ア「本件処分の認定」について

本件処分の通知書に記載された理由は概ね原告が指摘するとおりであるが、本件処分は、その理由及び結論の双方において適正である。

3 同イについて

（1）大会開催基準上、財団法人日本中学校体育連盟、ならびに全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が主催者となっていることは認める。なお、訴状に記載されている「中体連」は正しくは「財団法人日本中学校体育連盟」であり、またこの開催基準は当該団体が作成したものである。

（2）教育委員会が、資金面からいえばもっとも主要な主催者であること、全中関係の業務が公務であることは否認し、争う。

（3）上記開催基準によれば、競技大会の運営と主管は会場地の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該種目競技団体が行うこととされており、宮城県教育委員会ないし仙台市教育委員会が、主要な主催者であったとは言えない。

4 同ウ

仙台市教育委員会教育長が、中体連バドミントン専門部の業務及び全中の

業務を公務であると回答したことは認めるが、当該業務が公務であることは争う、

仙台市教育委員会教育長が引用する旭川地裁判決の事案は、「学校長の指示に基づく」ことを前提としており、業務の性質のみから公務と認めたものではない。

5 同工

仙台市立中山中学校の佐伯校長が、甲1号証74頁の役員委嘱依頼及び大会への出席依頼文書に押印したこと、佐伯校長の後任の澤藤英樹校長が、地方公務員災害補償基金宮城県支部に対し、原告が訴状で引用している内容の回答（甲1号証、147頁）をしたことは認めるが、その余は否認し、争う。

6 同才

既述のとおり、旭川地裁判決の事案は、「学校長の指示に基づく」ことを前提としている。原告は、学校長が役員委嘱依頼の文書に押印したことをもって、中体連関連業務のすべてにつき学校長の指示があったと主張するようであるが、否認ないし争う。

7 同力

(1) 原告が引用する平成6年7月22日付の通知、平成14年3月29日付の通知、及び「県費負担教職員の出張等の取扱いに関する質疑について」の各文書に原告引用の記載があることは認める。

(2) しかしながら、同文書の内容自体が、雅義が従事した中体連関連業務が公務であることを導くものではない。

(3) 中体連バドミントン専門部の業務及び全中バドミントン大会の業務が公務であることは争う。

8 同キ

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会の裁決書に原告が引用する内容の記載があることは認める。しかし、中体連関連業務が公務であることは争う。

9 同ク

地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会の裁決書に中体連関連業務が公務である旨の記載があることは認めるが、その余は否認し、争う。

10 同(2)ア(ア)a「教員の恒常的な長時間勤務」について

原告が主張する調査結果の分析については不知、また中学校教員の業務が一般に過重であることは否認し、争う。なお訴状記載の大阪高裁判決は要配慮児童や指導困難な児童を多数抱える小学校教員の事例である。

11 同b「雅義の過重な日常業務」について

(1) 雅義が平成9年度は3年生の担任であったこと、平成10年4月からは1年生の担任であり英語(週12時間)及び社会科(週4時間)の授業を受け持っていたこと、平成9年度及び同10年度は生徒会主任であり、バドミントン部顧問をしていたことは認める。中学校教員の日常業務が一般に非常に過重であること、雅義の業務が一般の教員の業務に輪をかけて過重なものであったことは否認ないし争う。

(2) 原告が主張する個別の業務についての認否は、以下のとおりである。

生徒会指導

雅義が平成9年度及び同10年度に生徒会指導の責任者であったことは認めるが、業務内容その他については不知である。

バドミントン部顧問

雅義がバドミントン部の顧問をしていたことは認めるが、その余は否認ないし不知であり、もしくは原告による具体的事実の主張がなされておらず、現段階では認否の限りではない。

進路指導

雅義が平成9年度において3年生の担任として生徒の進路指導を行っていたことは認め、その余は否認する。

免許外科目担当

雅義が平成10年4月以降、免許外の社会科の授業を受け持ったことは認めるが、その余については原告による具体的事実の主張がなされておらず、現段階では認否の限りではない。

期末テストの作成・実施・通信票作成

教員が期末テストの作成・実施・通信票作成を行わなければならないことは認めるが、その余は否認ないし不知である。

12 同c「まとめ」について

上記a及びbで認めた事実を除き、否認ないし争う。原告が主張する雅義の日常業務は、中学校教員であれば通常行うべき業務の範囲内であり、これにより心身に異常をきたす程度に負荷が大きいものであったとは到底認められない。

13 同(イ)「中体連関連業務の過重性」について

(1) 上記のとおり、雅義が中体連関連業務に従事したことは公務に当たらない。

ここでは、原告が主張する中体連関連業務について認否をするが、中体連関連業務が公務の過重性の判断の基礎事情となることを認めるものではない。

以下、中体連関連業務の労働時間について言及する場合でも、これを公務

として認めるものではない。

- (2) 雅義が、平成9年度以降、宮城県中体連のバドミントン専門部の県副委員長であり、同10年7月には県大会の運営に関与していたことは認める。また、雅義が、大会の実行委員会事務局総務部長に就任したことは認める。

雅義の7月20日から8月23日までの間の労働時間数・時間外労働時間数その他の主張は、すべて否認ないし不知である。

14 同(ウ)「雅義の時間外労働時間の推移」について

- (1) 雅義の時間外労働時間数の主張についてはすべて否認ないし不知である。
(2) 原告が指摘する平成14年2月12日付通達の存在は認めるが、原告も言及しているように、あくまで脳、心疾患との関連性に関するものである。

15 同(2)イ(ア)「日常業務の過重性」について

原告は、訴状5(2)ア(ア)b「雅義の過重な日常業務」において主張した事実を引用し、これがストレスないし精神的負担の原因となったと主張するが、業務量が過重ではないことは既に述べたとおりであり、また特段の心理的負荷を与える事情も存在しない。

また、雅義が免許外の教科(社会科)を受け持ったことから、不安を抱え、また指導方法等について悩んでいたことは不知である(甲1号証の148頁に記載されている雅義が悩みを述べたとされる内容についても不知。なお、同頁では、授業時の問題点について生徒に指摘されることはなかったとも記載されている。)

16 同(イ)「中体連関連業務の過重性」について

不知ないし争う。

17 同(ウ)について

知らないし争う。

18 同(2)ウ「過重な公務と本件災害の因果関係」について

否認ないし争う。

六 同6「結論」について

争う。

第三 被告の主張

被告の主張は追って行う。

証 拠 方 法

追って提出する。

付 属 書 類

訴訟委任状

2通